

伊達市告示第59号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第4条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 法第4条第1項第1号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

規制物質		区域の区分	A区域	B区域
アンモニア		ppm	1	2
メチルメルカプタン		ppm	0.002	0.004
硫化水素		ppm	0.02	0.06
硫化メチル		ppm	0.01	0.05
二硫化メチル		ppm	0.009	0.03
トリメチルアミン		ppm	0.005	0.02
アセトアルデヒド		ppm	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		ppm	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		ppm	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		ppm	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド		ppm	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド		ppm	0.003	0.006
イソブタノール		ppm	0.9	4
酢酸エチル		ppm	3	7
メチルイソブチルケトン		ppm	1	3
トルエン		ppm	10	30
スチレン		ppm	0.4	0.8
キシレン		ppm	1	2
プロピオン酸		ppm	0.03	0.07
ノルマル酪酸		ppm	0.001	0.002
ノルマル吉草酸		ppm	0.0009	0.002
イソ吉草酸		ppm	0.001	0.004

備考1 A区域及びB区域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（平成24年伊達市告示第58号）により、指定されたA区域及びB区域をいう。

2 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。

2 法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

1 で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫

化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに算出して得た流量。

- 3 法第4条第1項第3号の規定に基づく排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準1で定める規制基準を基礎として環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排出水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。